

令和7年度

予 算 書

有 田 市

目 次

1. 一 般 会 計 予 算	1
2. 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	9
3. 初 島 財 産 区 特 別 会 計 予 算	13
4. 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	15
5. 後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算	19
6. 上 水 道 事 業 会 計 予 算	21
7. 病 院 事 業 会 計 予 算	25
8. 漁 業 集 落 排 水 事 業 会 計 予 算	29

一 般 会 計 予 算

令和7年度有田市一般会計予算

令和7年度有田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,074,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(会計年度任用職員に係る経費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月20日 提出

有田市長 玉 木 久 登

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)	
款	項	金	額
1 市 税			3,419,664
	1 市 民 税		1,414,790
	2 固 定 資 産 税		1,694,976
	3 軽 自 動 車 税		128,058
	4 市 た ば こ 税		181,000
	5 入 湯 税		840
2 地 方 譲 与 税			76,464
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税		17,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税		56,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税		1
	4 森 林 環 境 譲 与 税		3,463
3 利 子 割 交 付 金			3,500
	1 利 子 割 交 付 金		3,500
4 配 当 割 交 付 金			23,100
	1 配 当 割 交 付 金		23,100
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			32,800
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		32,800
6 法 人 事 業 税 交 付 金			41,800
	1 法 人 事 業 税 交 付 金		41,800
7 地 方 消 費 税 交 付 金			630,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金		630,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金			12,500
	1 環 境 性 能 割 交 付 金		12,500
9 地 方 特 例 交 付 金			21,900
	1 地 方 特 例 交 付 金		19,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金		2,900

款	項	金額
10 地方交付税		3,750,000
	1 地方交付税	3,750,000
11 交通安全対策特別交付金		1,300
	1 交通安全対策特別交付金	1,300
12 分担金及び負担金		55,546
	1 分担金	7,854
	2 負担金	47,692
13 使用料及び手数料		102,081
	1 使用料	77,530
	2 手数料	24,551
14 国庫支出金		2,379,420
	1 国庫負担金	1,436,495
	2 国庫補助金	931,829
	3 委託金	11,096
15 県支出金		1,122,905
	1 県負担金	592,786
	2 県補助金	453,856
	3 委託金	76,263
16 財産収入		38,176
	1 財産運用収入	24,103
	2 財産売却収入	14,073
17 寄付金		4,506,500
	1 寄付金	4,506,500
18 繰入金		3,214,911
	1 基金繰入金	3,214,128
	2 財産区繰入金	783
19 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
20 諸 収 入		276,232
	1 延滞金、加算金及び過料	4,000
	2 市 預 金 利 子	1
	3 貸付金元利収入	1,433
	4 雑 入	270,798
21 市 債		1,365,200
	1 市 債	1,365,200
歳 入 合 計		21,074,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 議 会 費		178,722
	1 議 会 費	178,722
2 総 務 費		3,906,790
	1 総 務 管 理 費	3,556,904
	2 徴 税 費	188,300
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	104,291
	4 選 挙 費	32,805
	5 統 計 調 査 費	14,490
	6 監 査 委 員 費	10,000
3 民 生 費		5,410,811
	1 社 会 福 祉 費	3,128,533
	2 児 童 福 祉 費	1,824,948
	3 生 活 保 護 費	456,530
	4 災 害 救 助 費	800
4 衛 生 費		1,396,736
	1 保 健 衛 生 費	1,098,512
	2 清 掃 費	298,224
5 農 林 費		239,314
	1 農 業 費	227,871
	2 林 業 費	11,443

款	項	金額
6 商 工 水 産 費		4,792,394
	1 商 工 業 費	4,629,540
	2 水 産 業 費	162,854
7 土 木 費		1,444,918
	1 土 木 管 理 費	136,400
	2 道 路 橋 梁 費	893,651
	3 河 川 費	25,400
	4 都 市 計 画 費	218,476
	5 下 水 道 費	65,218
	6 港 湾 費	133
	7 砂 防 費	440
8 消 防 費		646,658
	1 消 防 費	646,658
9 教 育 費		1,560,885
	1 教 育 総 務 費	329,128
	2 小 学 校 費	294,580
	3 中 学 校 費	193,804
	4 社 会 教 育 費	361,665
10 災 害 復 旧 費	5 保 健 体 育 費	381,708
		265,322
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	265,320
11 公 債 費	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2
		1,201,450
12 予 備 費	1 公 債 費	1,201,450
		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		21,074,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
電子計算機(基幹系端末)借上料 (保守料含む)	令和 8 年 度	18,718千円
	令和 9 年 度	18,718千円
	令和 10 年 度	18,718千円
	令和 11 年 度	18,718千円
	令和 12 年 度	14,039千円
滞納管理システム利用料	令和 8 年 度	4,660千円
	令和 9 年 度	4,660千円
	令和 10 年 度	4,660千円
	令和 11 年 度	4,660千円
	令和 12 年 度	3,495千円
住民基本台帳ネットワークシステム借上料 (保守料含む)	令和 8 年 度	5,175千円
	令和 9 年 度	5,175千円
	令和 10 年 度	5,175千円
	令和 11 年 度	5,175千円
	令和 12 年 度	2,588千円
介護保険事業計画・老人福祉計画作成委託料	令和 8 年 度	4,070千円
清掃センター施設整備事業費	令和8年度から令和9年度まで	2,249,541千円
し尿搬送車購入費	令和 8 年 度	49,500千円
小学校校務用機器借上料	令和 8 年 度	46,786千円
	令和 9 年 度	46,786千円
	令和 10 年 度	46,786千円
	令和 11 年 度	46,786千円
	令和 12 年 度	19,494千円

第 3 表 地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
まちづくり推進事業	920,300	証書借入 又は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる公的 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還若しく は低利に借り換えることがで きる。
上水道事業施設整備事業	10,100			
し尿処理施設整備事業	29,700			
漁港施設整備事業	16,200			
市道整備事業	272,400			
都市下水路整備事業	25,600			
都市計画街路事業	15,700			
消防施設整備事業	72,500			
災害復旧事業	2,700			

国民健康保険特別会計予算

令和7年度有田市国民健康保険特別会計予算

令和7年度有田市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,958,429千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(会計年度任用職員に係る経費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月20日 提出

有田市長 玉 木 久 登

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)	
款	項	金	額
1 国民健康保険税			680,257
	1 国民健康保険税		680,257
2 使用料及び手数料			450
	1 手 数 料		450
3 国庫支出金			1
	1 国庫補助金		1
4 県支出金			2,847,711
	1 県補助金		2,847,710
	2 財政安定化基金交付金		1
5 財産収入			1,080
	1 財産運用収入		1,080
6 繰入金			421,278
	1 一般会計繰入金		321,278
	2 基金繰入金		100,000
7 繰越金			1
	1 繰越金		1
8 諸収入			7,651
	1 延滞金、加算金及び過料		6,500
	2 雑入		1,151
歳入合計			3,958,429

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		67,485
	1 総務管理費	63,888
	2 徴税費	3,264
	3 運営協議会費	333
2 保険給付費		2,793,852
	1 療養諸費	2,390,559
	2 高額療養費	383,036
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	18,009
	5 葬祭費	2,100
	6 傷病手当金	48
3 国民健康保険事業費納付金		1,018,737
	1 医療給付費分	732,684
	2 後期高齢者支援金等分	210,439
	3 介護納付金分	75,614
4 保健事業費		69,821
	1 特定健康診査等事業費	53,087
	2 保健事業費	16,734
5 基金積立金		1,080
	1 基金積立金	1,080
6 公債費		113
	1 公債費	113
7 諸支出金		3,141
	1 償還金及び還付加算金	3,141
8 予備費		4,200
	1 予備費	4,200
歳出合計		3,958,429

初 島 財 産 区 特 別 会 計 予 算

令和7年度有田市初島財産区特別会計予算

令和7年度有田市の初島財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,314千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000千円と定める。

令和7年2月20日 提出

有田市長 玉 木 久 登

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		4,312
	1 財 産 運 用 収 入	4,312
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		4,314

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額
1 総 務 費		4,211
	1 総 務 管 理 費	4,211
2 公 債 費		3
	1 公 債 費	3
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		4,314

介 護 保 険 特 別 会 計 予 算

令和7年度有田市介護保険特別会計予算

令和7年度有田市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,597,551千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(会計年度任用職員に係る経費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月20日 提出

有田市長 玉 木 久 登

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)	
款	項	金	額
1 保 險 料			650,411
	1 介 護 保 險 料		650,411
2 使 用 料 及 び 手 数 料			81
	1 手 数 料		81
3 国 庫 支 出 金			853,156
	1 国 庫 負 担 金		588,943
	2 国 庫 補 助 金		264,213
4 支 払 基 金 交 付 金			921,295
	1 支 払 基 金 交 付 金		921,295
5 県 支 出 金			507,955
	1 県 負 担 金		477,372
	2 県 補 助 金		30,583
6 財 産 収 入			253
	1 財 産 運 用 収 入		253
7 繰 入 金			636,955
	1 一 般 会 計 繰 入 金		557,955
	2 基 金 繰 入 金		79,000
8 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
9 諸 収 入			27,444
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料		1
	2 雑 入		27,443
歳 入 合 計			3,597,551

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		88,217
	1 総務管理費	51,161
	2 徴収費	1,863
	3 介護認定審査会費	35,193
2 保険給付費		3,280,953
	1 介護サービス等諸費	2,930,182
	2 介護予防サービス等諸費	108,445
	3 その他諸費	2,320
	4 高額介護サービス等費	95,007
	5 高額医療合算介護サービス等費	14,906
	6 特定入所者介護サービス等費	130,093
3 基金積立金		1,865
	1 基金積立金	1,865
4 地域支援事業費		221,511
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	130,557
	2 一般介護予防事業費	13,407
	3 包括的支援事業・任意事業費	77,143
	4 その他諸費	404
5 諸支出金		4,005
	1 償還金及び還付加算金	4,005
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,597,551

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
認定管理システム利用料	令和 8 年 度	2,721千円
	令和 9 年 度	2,721千円
	令和 1 0 年 度	2,721千円
	令和 1 1 年 度	2,721千円
	令和 1 2 年 度	2,268千円

後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度有田市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度有田市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ982,606千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日 提出

有田市長 玉 木 久 登

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		418,179
	1 後期高齢者医療保険料	418,179
2 使用料及び手数料		60
	1 手数料	60
3 繰入金		561,996
	1 繰入金	561,996
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,370
	1 延滞金、加算金及び過料	40
	2 償還金及び還付加算金	1,630
	3 雑入	700
歳入合計		982,606

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		18,375
	1 総務管理費	17,131
	2 徴収費	1,244
2 後期高齢者医療広域連合納付金		962,300
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	962,300
3 諸支出金		1,631
	1 償還金及び還付加算金	1,631
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		982,606

上 水 道 事 業 会 計 予 算

令和7年度有田市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度有田市上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	12,600 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	4,800,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	13,151 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	配水管布設・布設替事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	499,926 千円
第1項 営業収益	472,773 千円
第2項 営業外収益	27,153 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	478,936 千円
第1項 営業費用	440,431 千円
第2項 営業外費用	37,505 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 247,812千円は、当年度分損益勘定留保資金 157,871千円、建設改良積立金 51,634千円、減債積立金 20,000千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18,307千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	110,157 千円
第1項 企業債	80,000 千円
第2項 出資金	10,157 千円
第3項 国庫補助金	15,000 千円
第4項 補償金	5,000 千円

支 出	
第1款 資本的支出	357,969 千円
第1項 建設改良費	245,837 千円
第2項 企業債償還金	112,132 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設機械警備委託料	令和8年度	1,800千円
	令和9年度	1,800千円
	令和10年度	1,800千円
	令和11年度	1,800千円
	令和12年度	1,800千円
水道電算システム借上料 (保守料を含む)	令和8年度	6,460千円
	令和9年度	6,460千円
	令和10年度	6,460千円
	令和11年度	6,460千円
	令和12年度	6,460千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業	千円 80,000	証書借入 又は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入 れる公的資金について、利率の見 直しを行った後においては、当該 見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 77,139 千円

(他会計からの補助金)

第10条 児童手当に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、360千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、12,900千円と定める。

令和7年2月20日 提出

有田市長 玉木久登

病 院 事 業 会 計 予 算

令和7年度有田市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度有田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務量)

第2条 許可病床数は157床と定める。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	病 院 事 業	収 益	402, 487 千円
第1項	医 業 外	収 益	402, 487 千円
	支	出	
第1款	病 院 事 業	費 用	555, 190 千円
第1項	医 業	費 用	517, 268 千円
第2項	医 業 外	費 用	36, 922 千円
第3項	予 備	費 用	1, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	資本的収入	3,247,318 千円
第1項	企業債	3,012,600 千円
第2項	一般会計出資金	33,577 千円
第3項	一般会計負担金	181,110 千円
第4項	その他負担金	11,440 千円
第5項	県補助金	8,591 千円
支 出		
第1款	資本的支出	3,208,458 千円
第1項	建設改良費	3,031,286 千円
第2項	企業債償還金	47,172 千円
第3項	退職手当償還金	130,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新有田市立病院医療機器整備費	令和8年度	783,511 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新有田市立病院 建設事業	千円 2,900,500	証書借入 又は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる公的 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若し くは低利に借り換えることができる。
病院施設整備事業	千円 112,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,031,286千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用と医業外費用との相互流用 5,000千円

令和7年2月20日 提出

有田市長 玉木久登

漁業集落排水事業会計予算

令和7年度有田市漁業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度有田市漁業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	88 戸
(2) 年間有収水量	16,200 m ³
(3) 一日平均有収水量	44 m ³
(4) 主な建設改良事業	処理施設の改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 漁業集落排水事業収益	79,370 千円
第1項 営業収益	3,028 千円
第2項 営業外収益	76,342 千円

支 出

第1款 漁業集落排水事業費用	51,971 千円
第1項 営業費用	44,446 千円
第2項 営業外費用	6,025 千円
第3項 予備費	1,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 36,105千円は、当年度分損益勘定留保資金 8,706千円、利益剰余金 27,399千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	8,855 千円
第1項 負担金	1 千円
第2項 補助金	8,854 千円
支 出	
第1款 資本的支出	44,960 千円
第1項 建設改良費	8,140 千円
第2項 企業債償還金	36,820 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、次のとおりと定める。

(1) 未収金	1,186 千円
(2) 未払金	6,692 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との相互流用

(他会計からの補助金)

第7条 収支不足に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、67,127千円である。

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち、資本的収支不足額に対する補てん財源として次のとおり処分する。

(1) 資本的収支不足額に対する補てん財源 27,399 千円

令和7年2月20日 提出

有田市長 玉木 久登

